

[リリース] 2022年12月16日

有価証券報告書におけるサステナビリティ開示の法定化を受けて 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案について

2022年12月16日、日本・東京

先月、金融庁は「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案を公表し、日本においても企業のサステナビリティ情報の開示拡充に向けて、有価証券報告書（有報）におけるサステナビリティ開示の法定化が始まろうとしています。

CDPは気候変動や自然分野の情報開示を促進し、グローバルな市場に一貫性があり比較可能な企業の環境情報を提供してきました。今回の改正案を歓迎するとともに、更なるサステナビリティ情報開示の進展に向けて、本開示府令においてもさらなる検討を期待し、下記のとおり提言を提出いたしました。

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）などにおいて、国際的にサステナビリティ情報の開示基準の策定が急速に進み、また世界各国で開示規制が導入される中、日本企業がグローバルな金融市場で評価されるためにも、グローバル基準での財務情報と同等なレベルでのサステナビリティ情報開示が急務となっています。その中で、将来情報についても「社内で適切な検討を経た上で、その旨が、検討された事実や仮定等とともに記載されている場合には、記載した将来情報と実際の結果が異なる場合でも、直ちに虚偽記載の責任を負うものではない」ことを明確にし、また「記述情報の開示に関する原則」においては、「サステナビリティ情報の開示における「重要性（マテリアリティ）」の考え方を含めて、今後、国内外の動向も踏まえつつ、本原則の改訂を行うことが考えられる。」とするなど、柔軟性をもった本開示府令は、企業のサステナビリティ開示を促進するものとして評価されると考えます。

特に気候変動分野の情報開示は、TCFDをはじめ、ISSBにおける議論においても確立されつつある中で、下記の点について強調します。

▼ 気候変動情報開示の義務化

諸外国においては、気候変動情報開示の義務化の流れが強まっている。その背景には、1.5℃目標という国際的な目標を達成するには、場所や業種、規模によらずいずれの企業も対応が必須であるということ、また気候変動による物理的リスク、移行リスクによる影響が多方面で拡大していることから、どのような企業にとっても気候変動は重要性のあるサステナビリティ課題であるという認識があるためである。

またISSBにおいて2023年度にも気候関連開示の基準（IFRS S2号）が発表される予定である。世界最大の環境情報開示のプラットフォームを有するCDPでは、2022年、全世界18,700社（日本企業1,700社を含む）がTCFDに準拠したCDP気候変動質問書に回答しているが、2024年から質問書をISSBの気候関連開示の基準に整合させることを発表した。これは気候変動情報開示の共通

言語化を図り、企業の負担を軽減することを目指すものである。日本企業がISSBの開示基準に早期に対応できるようにするためにも、気候変動情報開示の義務化に関して規制として後押しすべきである。

▼ 「戦略」及び「指標及び目標」の開示

「ガバナンス」及び「リスク管理」については、必須記載事項とし、「戦略」及び「指標及び目標」については、重要性に応じて記載を求めることとしたことについて、すべての企業にサステナビリティ情報開示を促進するための工夫であり、歓迎する。一方、上記 1) で提案したように、気候変動については、すべての企業にとって重要性のある課題ということがグローバルで認識されており、「ガバナンス」、「リスク管理」だけでなく、「戦略」、「指標及び目標」についてもすべての企業が開示することを促すべきである。

▼ Scope 3 排出量の開示

「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」においては GHG 排出量の開示について、「Scope 1（事業者自らによる直接排出）・Scope 2（他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出）の GHG 排出量について、企業において積極的に開示することが期待される」と提言しているが、Scope 3 については言及されていない。一方で、ISSB では Scope 3 の開示を求めることが発表されている。業種・企業によっては、Scope 3 は Scope 1, 2 の数倍にも上り、バリューチェーンにおける排出量削減は、気候変動対応として必須である。ただし、ISSB において企業が Scope 3 開示に向けた準備期間を十分とれるようにするための救済規定の検討も含まれているように、Scope 3 の算定は、Scope 1, 2 と異なる困難さがある。本開示府令における開示においても、企業が Scope 3 開示について早期に対応を開始できるよう、いち早く開示推奨項目として表明すべきである。

ISSB が発足し、また日本においても有報におけるサステナビリティ開示の法定化に向けて、企業には開示が更に重要となっていくことは明白です。企業は、サステナビリティに関する取り組みやリスクを監督、管理する体制を十分に整えること、その上で、投資家や銀行を含む金融機関の投融資判断にとっての重要性という観点から、企業価値に関連するサステナビリティ情報の開示を検討していくことが求められます。

気候変動に関する COP27 会期中の 11 月 8 日、IFRS 財団と CDP は、CDP の環境開示プラットフォームにおいて ISSB の「気候関連開示（IFRS S2 号）」の枠組みを反映する旨を共同で公表しました。CDP の情報開示プラットフォームを ISSB の気候関連開示基準に合わせることで、「気候関連開示基準（IFRS S2 号）」の早期採用を促し、企業の負担を軽減し、環境情報開示の共通言語化が期待されます。

CDP は、金融市場における気候関連開示のグローバルな基準として、ISSB 基準を支持しており、CDP 質問書に ISSB 基準と整合性を持たせることは、金融市場における透明性、説明責任、効率性の向上に向けた重要な一歩となると考えます。同時に、ISSB 基準の策定は、CDP の活動の制度化を象徴するもので、CDP を通じた気候変動や環境に関する情報開示が、市場の効果的な運営やリスク管理のための規範として受け入れられるように、資本市場を変革してきたことを意味します。

実際、気候変動の情報開示では、CDPの質問書は、すでにTCFDに沿った設問となっており、この質問書はプライム市場上場全社に送付されています（プライム企業のうち1,084社が回答）。多くの企業は、CDPの質問書への回答を通じて、すでにTCFDに沿った開示を行っていて、2024年の開示サイクルからはISSB基準に基づいた開示が要求されることとなります。

自然情報開示の基準についても、企業や金融機関による、同情報開示の義務化のニーズを受けて、ISSBにおいて議論が進められ、その動きは活発化しています。国連生物多様性条約のCOP15第2部に向けて、Business for Natureによって行われたキャンペーンにおいては、企業・金融機関による自然情報開示の義務化を各国首脳に求めるCOP15ビジネス・ステートメントに、52カ国、1.5兆ドル以上の売上高を持つ330以上の企業および金融機関が署名しました¹。今や生態系の健全性の回復なしで、1.5℃目標に向けた排出削減は達成できないとの認識はかつてないほどに強まっています。

今回の改正案では、サステナビリティ情報全般の開示に焦点を当て、今後マテリアリティの考え方も含めて柔軟に対応していくとしており、CDPは国内の法制度の進展にも貢献すべく、今後も気候変動と自然分野における本当に重要な測定基準や、パリ協定と持続可能な開発目標を達成し、世界規模でイノベーションを続け、より発展的な情報開示を推進していきます。

CDP チーフ・インパクト・オフィサー／ニコレット・バートレット

「CDPは、金融庁が、有報におけるサステナビリティ開示を制度化するという決定を歓迎します。企業の積極的な情報開示を促すこうした取り組みは、世界の潮流に沿ったもので、企業の行動と説明責任を強化し、金融市場、政府、規制当局の意思決定に必要なデータを提供する上で、日本にとって大きな前進となるでしょう。」

今回の改正案では気候変動関連は義務化を見送り、重要な場合は、『ガバナンス』、『戦略』、『リスク管理』、『指標及び目標』の枠で開示となった点については、残念ですが、日本の企業は、CDPの開示を通じて、積極的にこれらの情報を開示する意思を示してきており、今後も企業の判断で積極的に開示されることを期待します。プライム企業にはすでに気候変動関連の開示が実質的に義務付けられていますが、その他のサステナビリティ情報について、どこまで企業が自社にとって重要であると理解できているかについては疑問が残り、企業が開示すべきテーマと情報を理解できるようにするためのキャパシティビルディングがまだまだ必要です。

持続可能な社会の実現には、野心的な企業行動がこれまで以上に重要になっています。開示は行動の基盤で、測定できないものは管理できません。CDPを通じて開示することで、企業は進捗状況を追跡し、測定することができます。CDPは、日本での開示のさらなる進展と日本政府との対話の継続を楽しみにしています。」

¹ [Make+it+Mandatory+Report_final.pdf \(squarespace.com\)](https://www.squarespace.com/Make+it+Mandatory+Report_final.pdf)

CDP Worldwide-Japan ディレクター／森澤 充世

「情報開示は、自社の活動の可視化につながり、経営層やサステナビリティ、リスク管理部門などの関連部門との連携をスタートする機会となり、ステークホルダーの期待と自社の取組みとの間のギャップを認識し、気候変動をはじめとするサステナビリティ課題への対応を向上させるための重要なプロセスとなっています。CDP 質問書回答企業は環境課題に関するリスク、機会、影響についての情報を開示するための準備ができていますが、情報開示の重要な第一歩をまだ踏み出していない企業も多く存在しており、自主的な開示の促進では届かない、もどかしさを感じていました。今回の改正案によって、サステナビリティ情報の開示における『重要性（マテリアリティ）』の考え方を含めて、今後、国内外の動向も踏まえつつ、多くの日本企業が行動を加速し、ネットゼロを達成する一歩となるだけでなく、更なる経済成長にもつながることを期待します。」

以上

本件に関するお問い合わせ：

▼ 日本

一般社団法人 CDP Worldwide-Japan 広報

email: press.japan@cdp.net

CDP について：

CDP は、英国の慈善団体が管理する非政府組織（NGO）であり、投資家、企業、国家、地域、都市が自らの環境影響を管理するためのグローバルな情報開示システムを運営しています。CDP は 2000 年に設立され、現在では 130 兆米ドル以上の資産を保有する 680 以上の投資家と協力して、資本市場と企業調達を利用して、企業が環境への影響を明らかにし、温室効果ガスの排出削減、水資源の保護、森林の保護を行うよう動機付ける先駆者となってきました。2022 年には、世界の時価総額の半分に相当する 18,700 社以上、1,100 以上の都市、州・地域を含む、世界中の約 20,000 の組織が CDP を通じてデータを開示しています。CDP は、TCFD に完全に準拠し、世界最大の環境データベースを保有しており、CDP のスコアは、ゼロカーボン、持続可能でレジリエント（強靱）な経済に向けた投資や調達の意思決定を推進するために広く活用されています。CDP は、科学に基づく目標設定イニシアチブ（SBTi）、We Mean Business 連合、The Investor Agenda（機関投資家の気候変動対策推進イニシアチブ）、NZAMI（ネットゼロ・アセットマネジャーズ・イニシアチブ：Net Zero Asset Managers Initiative）の創設メンバーです。